

明石市空家等対策計画素案の作成及びパブリックコメントの実施について

令和2年第1回定例会6月議会の本委員会においてご報告したとおり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「明石市空家等対策計画」の策定に向け、取り組んでいます。このたび、「明石市空家等対策計画(素案)」を作成しましたので、明石市市民参画条例に基づきパブリックコメント(意見公募手続)を実施します。

1 明石市空家等対策計画(素案)の概要

明石市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が定める計画です。

明石市空家等対策計画で定める事項は以下の通りです。

- 第1章 計画の趣旨
- 第2章 市の人口と空家等の状況
- 第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 第4章 空家等の調査に関する事項
- 第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

2 パブリックコメント(意見公募手続)の概要

(1)明石市空家等対策計画(素案)の閲覧

- ・明石市役所:都市局住宅・建築室建築安全課、行政情報センター
- ・市民センター等:あかし総合窓口、ほか各市民センター
- ・明石市ホームページ

(2) 募集期間

2021年(令和3年)1月5日(火)から2021年(令和3年)2月4日(木)まで

3 今後のスケジュールについて

| 時期 | 内容 |
|---------|-------------------------------|
| 令和3年 1月 | パブリックコメント実施 (1月5日(火)~2月4日(木)) |
| 2月 | パブリックコメントで出た意見を受け、素案修正⇒計画案作成 |
| 3月 | 計画案について委員会報告 市ホームページで公表 |